

令和7年2月定例会 環境農林委員会の概要

日時 令和7年3月6日(木) 開会 午前10時
閉会 午前11時12分

場所 第6委員会室

出席委員 宮崎吾一委員長
権守幸男副委員長
鈴木まさひろ委員、松澤正委員、内沼博史委員、新井豪委員、小川真一郎委員、
小島信昭委員、田並尚明委員、石川忠義委員、諸井真英委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]
石井貴司環境部長、横内ゆり環境未来局長、竹内康樹環境部副部長、
鈴木健一環境政策課長、山井毅温暖化対策課長、
浪江美穂エネルギー環境課長、小ノ澤忠義大気環境課長、
堀口郁子水環境課長、宮原正行産業廃棄物指導課長、
尾崎範子資源循環推進課長、高橋和宏みどり自然課長
[農林部関係]
横塚正一農林部長、野澤裕子食品衛生安全局長、片桐徹也農林部副部長、
竹詰一農林部副部長、中村真也農業政策課長、
中村寛農業ビジネス支援課長、小川和泰農産物安全課長、
渡辺志保畜産安全課長、高橋正浩農業支援課長、今西典子生産振興課長、
鈴木英雄森づくり課長、中崎善匡全国植樹祭推進課長、
西澤徳一郎農村整備課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第28号	埼玉県土採取条例を廃止する条例	原案可決
第29号	埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第53号	県営土地改良事業に要する経費の関係市町の負担額について	原案可決
第54号	農道整備事業等に要する経費の関係市町の負担額について	原案可決
第65号	令和6年度埼玉県一般会計補正予算(第6号)のうち環境部関係及び農林部関係	原案可決
第72号	令和6年度本多静六博士育英事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決

2 調査事項

議案番号	件名
第60号	埼玉県環境基本計画の変更について

3 請願
なし

【付託議案に対する質疑（環境部関係）】

鈴木委員

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部を改正する条例関係について質問する。

- 1 堆積規制についてである。盛土規制法により、土砂の堆積等の工事に係る許可制度が新設されたことから、汚染された土砂の堆積に係る規定を除き、土砂の堆積に係る規定を削除することのだが、盛土規制法によって、これまでよりも堆積規制は強化されるのか。
- 2 排出規制について伺う。土砂の排出に当たり、建設工事業業者に対して建設発生土の搬出先などが記載された再生資源利用促進計画の作成義務等を課している資源有効利用促進法は、適正な搬出先がどのように確保されているのか。
- 3 汚染規制について伺う。これまでの土砂条例に基づく汚染調査の結果で基準を超える汚染が確認されたことはないのか。
- 4 改正後の土砂条例において、汚染された土砂堆積の規制の内容はこれまでと変わるのか。

産業廃棄物指導課長

- 1 盛土規制法は、令和3年の熱海の土砂崩落事故を受け、危険な盛土等による土砂災害を防止するため、全国一律の基準として制定された。一定規模以上の土砂の堆積を許可制として、工事稼働中の中間検査、完了検査及び定期報告などが規定されている。工事の節目ごとにこういった技術的基準への適合状況を確認するなど、条例よりも強化された規制となっている。また、無許可業者に対する罰則は、従来、土砂条例だと2年以下の懲役又は100万円以下の罰金だったが、盛土規制法では、個人に対しては3年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金、加えて、法人に対しては3億円以下の罰金と規定されるなど、より厳しいものとなっている。さらに、土地所有者等に対しても、土砂条例では勧告規定にとどまっていたが、盛土規制法では改善命令の行政処分が可能となった。これらより強い抑止力が働くものと考えられる。
- 2 資源有効利用促進法の政省令の改正により、建設工事業業者に対する建設発生土の搬出先などを記載した再生資源利用促進計画の作成義務の対象となる工事規模が、建設発生土量が1,000立方メートルから500立方メートル以上に引き下げられた。また、当該計画は工事現場における公衆の見やすい場所に掲示することとされ、加えて、工事発注者に対しても、当該計画書を提出し、その内容を説明することが義務付けられている。これらの義務行為が適切に履行されていない場合は、国土交通大臣の指導の対象となる。以上から、同法により適正な搬出先が確保されると考えている。
- 3 県土砂条例、ちょうど20年ぐらいの間、運用しているが、約10,000地点の汚染調査を実施した中で、これまでの調査で汚染が確認されたことは1度もない。
- 4 現行の土砂条例では、3,000平方メートル以上の土砂堆積に対して、6か月ごとに汚染調査を実施し報告する義務と汚染された土砂の堆積禁止、及び同違反者に対する土砂の除去等の措置命令を規定している。改正案においても当該規定を継続することとしており、規制の内容は変更していない。

鈴木委員

汚染が確認されていない中で、堆積土砂に対する汚染規制を残す理由に関して詳しくお聞かせいただきたい。

産業廃棄物指導課長

土壤汚染対策法及び資源有効利用促進法の政省令の改正により、土砂が排出される際の汚染把握の仕組みは一定の強化が図られた。一方で、いずれの法令も規制対象となる規模要件が定められており、それに満たない小規模の工事等から排出される土砂の汚染を把握する仕組みは整えられていない。また、近隣他県においても、既存条例を残し、本県と同様に3,000平方メートル以上の堆積地における汚染調査義務を残す方向である。これらの状況を踏まえて、汚染土砂の堆積禁止及び一定規模の堆積地における汚染調査義務については、従前のおり継続することとしている。

内沼委員

- 1 埼玉県土採取条例を廃止する条例関係だが、先ほどちょっと違う関係で鈴木委員からも指摘があったが、これを廃止するという事は、盛土規制法の規制を踏まえて廃止するという事だが、これはやはりそちらの方で、より厳しい規制ができたから廃止するという事でよろしいのか。もしそうでなかったら、ちょっと問題があると思うが、その辺の事について伺います。
- 2 一般会計補正予算についてだが、脱炭素分散型エネルギー社会構築事業費、これが減額補正になっているが、理由としては埼玉版スーパー・シティプロジェクトに係る市町村の補助金について、国庫補助金が採択されたことにより、見込みを下回ったことと説明があったが、この国庫補助金と、このスーパーシティに関係する埼玉県の予算の関係が、そのすみ分けはどのようにになっているのか。

環境政策課長

- 1 盛土規制法の施行に伴って包括的に切土についても規制される。盛土規制法という名称ではあるが、崖を生じるような土地の形質の変更を盛土規制法は規制するので、いわゆる盛土と併せて土採取条例が規制していた土を切ることについても規制される。そして、その規制内容についても、先ほど産業廃棄物指導課長から説明のあったとおり、中間検査や完了検査等がしっかりと規定される。土採取条例よりは厳しい規制として盛土規制法が施行されるので、廃止しても問題ないものというふうに考えたところである。

エネルギー環境課長

- 2 市町村のプロジェクトに位置付けられた事業の実施に当たっては、まず活用可能な国庫補助、あるいは既存の県の補助等を優先的に活用していただくというふうになっている。エントリー市町村ごとに事業化支援チームというのを設けているが、こちらにおいて活用可能な国庫補助であるとか県の補助、そういったメニューについて積極的に提示したり、助言したりしている。その上で、ほかの補助金の要件に適合しない、あるいは採択が残念ながら認められなかった場合に、本補助金が活用いただけるように、柔軟な要件としている。そういった形で市町村を支援しているということである。

内沼委員

- 1 土採取条例だが、より厳しくなったということで安心したが、昔、ちょっと前に、秩父だったか、何かいろいろな事件があって、それで土砂の関係で、県の方で命令とか出したということがあがるが、基本的にそういうのを含めて県の権限というのがもっと強いものになって、より規制を厳しくしてもらえるのか、もう一回ちょっと確認のため伺う。
- 2 エネルギーの方だが、これで市町村がマイナスになることはないということによろし

いか。せっかく市町村が一生懸命取り組んでいるもので、これによって、補助金のすれ違いでマイナスになると困るので、その辺をもう一度ちょっと伺う。

産業廃棄物指導課長

- 1 土採取条例ではなくて、土砂条例の方の規制になるかと思う。恐らく、お話の案件というのは秩父市田村の盛土の話かと思うが、こちらについては、土砂の搬入禁止区域ということで、そちらの規制をかけているわけだが、この規制については、必要性がなくなるまでの間は、土砂条例の方の経過措置という形で、引き続き、監視をしていくこととしている。

エネルギー環境課長

- 2 市町村の方だが、今回、国庫補助が採択されたこと、あるいは他の財源が確保できたことということで伺っている。市町村の主体的な判断によるものであり、市町村の事業、まちづくりの進捗に大きな影響はないというふうに考えている。

【調査事項に対する質疑（環境部関係）】

内沼委員

環境基本計画の変更についての2番の化学物質管理に関連する研修会の参加事業所数のところでちょっと質問する。

- 1 この化学物質管理に関連する研修会とはどのような内容なのか。
- 2 720事業所を1,150事業所に増やすということで、現在1,021事業所になっているが、達成するために具体的にどのようなものを取り組むのか。

大気環境課長

- 1 化学物質管理に関する研修会は、工場などでの化学物質の適正管理を推進し、環境への排出を減らすことを目的に、化学物質取扱事業所を対象として開催している。化学物質対策セミナーと環境コミュニケーション研修会の2種類を実施しているところである。化学物質対策セミナーについては、化学物質の適正管理、災害時の流出防止対策、関係法令の説明などを内容とした研修会となっている。一方、環境コミュニケーション研修会は取り扱う化学物質などの情報を事業者と地域住民が意見交換する環境コミュニケーションをテーマとした研修になる。
- 2 研修会の方は令和3年度以降、オンラインで実施していたが、開催日当日しか参加できない方式によるものだった。今後は、公開期間中であれば、いつでも研修会を視聴できる方法に変更して、参加者の利便性を更に高めていきたいと考えている。講義の内容についても、化学物質の適正管理に加え、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーなど環境に関連する中でも事業者の関心が特に高いテーマを取り扱って内容を充実させていき、事業者の参加を促していきたいと考えている。

内沼委員

- 1 2種類の研修で内容も分かったが、これは結局、年に何回ぐらい研修会が開かれているのか。
- 2 一つだけ受ければ、この研修会の参加した事業所になるのか、二つ受けなくてはいけないのか。
- 3 基本的にこの1,150事業所というのは、目標値なので、達成するというところでよろしいのか。

大気環境課長

- 1 化学物質対策セミナーと環境コミュニケーション研修会、それぞれ1回ずつになっている。
- 2 一つだけでも受講すれば、それでカウントをしている。ただ、今まで累積の中で1回でも参加された方が次の年、若しくは今年で言えば2回参加していただいたとしても、事業所1としてカウントしている状況である。
- 3 一応達成するというので、県としては、化学物質を取り扱っている事業所から法律に基づいて届出があるが、その事業所全てに毎回周知の案内を差し上げたりとか、工業団地にまとめて周知の案内を差し上げたりとかして、できるだけ達成するように努力している状況になっている。

内沼委員

この事業所は埼玉県内にどのくらいあるのか。

大気環境課長

指標を設定したときの事業所数は1, 429事業所になる。

諸井委員

1番の温室効果ガスのことについて伺う。

- 1 埼玉県が2026年度で35%にしなければいけないという、その根拠というのはどこにあるのか。
- 2 日本全体の状況は今、どうなっているのか。
- 3 パリ協定に基づいてだが、御承知だと思うが、アメリカは脱退するというのを決めたということであり、そして、日本だと三井住友グループが、NZBAという、温室効果ガスを減らすという、別な民間の集まりから脱退するということが決まっているが、そうすると、みずほとか三菱とかそういうのも全部続く可能性がある。温室効果ガスについて、アメリカ、中国、インド、ロシアという、世界の排出がトップの4か国というのが全然、結果を出していない。要するに取り組んでないということだが、そういう中で埼玉県がこれに補助金をたくさん出して、取り組んで日本全体としてどのくらい減るのかとか、やらなければいけない理由は何か。もう転換点という気がするが、その辺についての見解を県として伺う。

温暖化対策課長

- 1 県の定めている埼玉県地球温暖化対策実行計画という、環境基本計画の下位計画に当たる計画があり、これを令和5年3月に改正している。その中で、県としての目標を2030年度までに、46%削減ということを決めたということであり、今回その計画との整合を図るために環境基本計画の数値も変更するということである。35%の設定については、基準年から目標年である2030年まで直線的に削減が進んだというふうに仮定した場合の令和8年度の数字が35%ということであり、逆に申し上げると、そのまま直線的に削減していくと46%に到達するという数値として設定したものである。また、この数値については、この地球温暖化対策実行計画の中の中間目標として35%を令和8年度に達成するというのを目標として設定もしているところである。
- 2 2022年、最新の日本の温室効果ガスの排出量は11億3,500万トン程度となっており、基準年に対して19.3%の削減という状況となっている。

3 トランプ政権発足に関連して、アメリカがパリ協定を脱退するとか、そういうネガティブな情報というのは出ているところで、一定のマイナスの影響というのはあるのではないかと考えているところであるし、確かに大量に排出しているところの削減が思うように進んでいないというのも、我々としては認識しているところである。埼玉県としてCO₂削減に取り組むことによって、埼玉県の排出量は全体で3,300万トン余りであるので、全国に占める割合としては3.5%程度となる。影響としては、同じシェアの割合の中で貢献していくということになると思う。一方で、埼玉県は人口も多く、産業とか業務とかというところでも、全国で言えば、排出量は12番目に多く排出している県ということであるので、埼玉県の取組を進めていくということは、もちろん我が国のCO₂削減にも貢献していくと考えているし、気候変動に対応していくということは、世界共通の課題と認識されているところであるので、どこがやっているからとか、どこがやめたからとかということではなく、しっかりと目標に向けて取り組んでいく必要があるのではないかと考えているところである。

【付託議案に対する質疑（農林部関係）】

鈴木委員

- 1 負担率に関してだが、資料1の県営土地改良事業及び資料2の農道整備事業等の関係市町の負担率はどのように決めているのか伺う。
- 2 新規地区に関してだが、資料1の県営土地改良事業及び資料2の農道整備事業等について、来年度新たに始まる地区はどこに当たるのかお聞かせいただきたい。
- 3 第65号議案だが、減額補正する主な事業と減額の理由は何か、お聞かせいただきたい。
- 4 減額の影響についてだが、事業計画や進捗に影響はないのか伺う。

農村整備課長

- 1 第53号議案及び第54号議案に記載の事業はいずれも国の補助事業を活用して実施しているものである。事業費の負担率については、国が土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針ということで、地方公共団体の標準的な負担割合を示している。市町の負担率については、これを基本に市町と協議の上決定をしている。また、一つの地区で、複数の市町が関係する場合については、受益面積等により負担率を案分しているところである。
- 2 資料1、第53号議案、県営土地改良事業に要する経費の関係市町の負担額の関係については、農地防災事業の仙女ヶ池地区、嵐山町ため池群地区、滑川町ため池群地区、柏木沼地区及び中山間総合整備事業の釜の上・兎田地区の合計5地区が新規地区となっている。続いて、資料の2、第54号議案、農道整備事業等に要する経費の関係市町の負担額の関係においては、かんがい排水事業の鳥羽井排水機場地区、北川辺排水機場地区及びほ場整備事業で実ヶ谷・千駄野地区、合計3地区が新規地区となっている。

農業政策課長

- 3 今回補正をお願いする事業のうち、主な事業として減額補正の額が大きい三つの事業を例示する。事業名としては、農地防災事業費、林業・木材産業構造改革事業費、そして米麦産地育成対策費の三つである。そのうち、まず一つ目の農地防災事業費に関しては、減額の額として、5億9,819万6千円を減額するものである。こちらの事業は国庫補助の公共事業だが、減額の理由としては県の予算額に対して国から割り当てられた額、ここの間に差が生じたため、減額補正をお願いするものである。この差が生じた

理由としては、各都道府県からの事業の要望が国の予算枠を大きく上回り、結果として本県への配当額が予算額を下回るというものであった。続いて、二つ目、林業・木材産業構造改革事業費だが、減額の額として、5億1,739万5千円を減額するものである。こちらは公共事業ではないが、国庫補助の事業であるが、減額の理由としては、要望を取り下げた事業体があった。その結果、当初の見込みを下回ったことにより減額補正を行うというものである。そして最後、米麦産地育成対策費である。こちらは減額の額として、2億7,664万9千円を減額するものである。こちらは国庫補助事業と県単の補助事業を組み合わせた、公共事業ではないが、国庫と県単を組み合わせた事業だったが、減額の理由としては、現場からの要望の件数や内容、これが確定して当初の見込みを下回ったことにより減額をお願いするものである。

- 4 それぞれ三つの事業ごとに申し上げますと、一番最初に申し上げた農地防災事業費、こちらについては国からの割当額に合わせて事業計画の見直しを行い、進捗を進めているところである。それとあわせて、国の経済対策で補正事業が組まれているものもある。そちらも活用しながら進捗を図っているところである。二つ目の林業・木材産業構造改革事業費である。要望を取り下げた事業体があったということだった。こちらは事業計画の見直しで、再度、国への要望を検討していると承知をしている。最後、米麦産地育成対策費である。こちらは現場からの要望の件数や内容が確定したという現場の実態に沿った予算になったということである。

内沼委員

今の鈴木委員に関連しているが、先ほどの林業・木材構造改革の取下げということで、また今後、事業認可を受けるためにいろいろこれから行うという話を聞いたが、それについては基本的に事業体だけで行うのか、それともそれに対して、県がいろいろなアドバイスとかそういうことについて、ちゃんとアドバイスをしていただけるのか、それだけちょっとお伺いする。

森づくり課長

当然、県の方が責任を持って、採択要件に合うように指導していきたいと思っている。

石川委員

補正予算である。2ページに伝統的農業継承支援事業費があるが、補正前の額から減額の割合が高いが、この理由について説明をお願いします。

農業ビジネス支援課長

令和5年7月に武蔵野の落ち葉堆肥農法が世界農業遺産に認定をされたが、世界農業遺産に認定された場合は、翌年度以降に認定機関FAOの本部があるイタリアのローマで、認定証授与式というものが行われることが通例となっている。そのため、今年度、認定証授与式が開催される場合に備えて、PRのために職員を渡航する経費を計上していたが、今年度は開催が見送られたため、減額するものである。

石川委員

当時の予算の見積りだと、世界農業遺産の海外PRに関わる業務委託650万円とあるが、これのことか。

農業ビジネス支援課長

そのとおりである。

石川委員

令和7年度の見積りでも、この1.7倍ぐらいの予算を計上しているが、今年度はやらないが、来年度は行うことは確定していると理解すればよろしいか。

農業ビジネス支援課長

来年度については、農林水産省の方から、実施予定があると聞いているので、現状は、来年度実施ということで予算を計上している。

石川委員

令和6年度は農林水産省から行うと言われていたのに、何かの事情で急にやらなくなったのか。

農業ビジネス支援課長

世界農業遺産の式典については、開催の直前に連絡があるというようなことが通例である。令和4年度に世界農業遺産の認定を受けたところは、令和5年度に式典が開催されており、そうした流れを受けて、令和6年度については計上したが、令和6年度については実施が見送られたということである。

【付託議案に対する討論】

なし